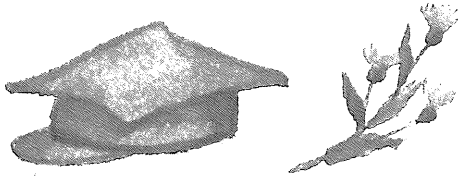


大学入試における身体検査(1)



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

今日の大学入学者選抜（いわゆる大学入試）に供される資料は、一般に、学力検査、口頭試問、調査書（いわゆる内申書）、健康診断の四つである。このうち口頭試問は、今日では推薦入学方式の場合をのぞき、一般的ではない。健康診断は、1927年までは、多くの場合「体格検査」と称され、1928年以降は「身体検査」と改称、1958年以降に今日の呼称に統一されたものである。その呼称の変遷にみられるように、健康診断の内容や方法、選抜資料としての重みは、時代により違っていった。しかしこれは、つねに、入学者選抜の資料の一つとして位置づけられてきた。今回は、この健康診断が大学入学者選抜に占める位置やその変遷に注目してみる。

健康と体格に恵まれている大多数の受験者は、健康診断の結果で不合格になることはない。このため、大学入試に関して健康診断が話題になることは減多になかったし、文部省もその実態を調査・公表していなかった如くであり、したがって健康診断が社会的に注目されることも少なかった。

しかし、入試における健康診断（以前の体格検査、身体検査をふくむ、以下同じ）は、ごく一部の受験者にとっては、極めて深刻な問題であった。実際には、健康診断で引っかかるかも

しれない少数者は、戦前における結核重症者をのぞくと、その大部分は身体に障害をもつ者が身長が通常の者より低いなどの者に限られていた。したがって健康診断による合否の判定やその基準には、しばしば、その選抜の民主主義的性格が反映していたといえることができる。それにもかかわらず健康診断の位置づけがあまり追求されてこなかったことは、入学者選抜制度研究の一つの問題点だったといわなくてはならない。

体格検査の登場

入学者選抜方法の一部としての体格検査がいつ頃から行われたかは、目下のところはっきりしない。1879（明治12）年に改正された東京大学予備門諸規則は、「第一年級（最下級）ニ入ルヘキモノハ其齡十三年已上トシ」「少クモ次ニ掲クル科目ヲ予修シ其試業ニ合格スルニ非サレハ入学スルヲ得ス」と規定していた。つまり、入学要件としては一定年齢以上であることと学力試験に合格することだけがもてめられていた。1883（明治16）年改正の東京大学予備門分彙規則は、入学要件に関して、年齢と学力試験合格のほかに「天然痘若シクハ種痘ヲ経タル者」であることを定めていたに過ぎない。（東京大学予

備門は当時の東京大学法・理・文学部の予備課程，同分爨は医学部の予備課程で，旧制第一高等学校の前身に当たる。）

1886（明治19）年には，森有礼文相のもとで，小学校令，中学校令，帝国大学令，師範学校令が制定・公布された。同年7月に制定された「高等中学校ノ学科及其程度」は，「高等中学校第一級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ品行端正身体健康年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノトス」と規定した。年齢，学力のほかに品行端正で身体健康であることが要求されるようになったわけである。ついで翌87（明治20）年1月に制定された第一高等中学校規則は，「本科第一級ニ入学セント欲スル者ハ……学力試業ヲ受ケ兼テ体格検査ヲ受クヘシ」と規定した。ここに，「体格検査」が入学者選抜方法の一環として明確に位置づけられた。ただし，この体格検査の実態やこれによる合否の判定基準は知られていない。その学科課程の一つである体操をいわゆる普通体操ではなく「兵式体操」とした時代であるから，体格一定以上たることをもとめ，身体に障害ある者を排除するものであったことは，想像に難くない。

体格検査による失格の条件

上述したように，官立学校の入学者選抜においては，体格検査はおよそ1890年代から実施されるようになったものとおもわれる。

1900年前後になると学校体系も整備され，志願者が次第に多くなってきたため，入学者選抜制度もほぼ整頓されてきた。体格検査は，多くの場合，学力試験に先立って志願者全員につき実施された。1902（明治35）年の高校入試では，学力検査は7月5日から8日までの4日間，体

格検査は7月3，4日の2日間（一高のみは7月2日から3日間）にわたって実施された（1902年4月25日の文部省告示による。）しかし，学力検査についてはくわしい報告があるのに，体格検査の合否の基準や検査の実態に関する報告は少ない。1906（明治39）年の東京高等工業学校（東京工大の前身）と同校附属の工業教員養成所の入試については，入学志願者は千余名で，「先ツ身体検査ニ不合格ノ為メ学科ノ受験ヲ謝絶セシモノ九十九名次ニ入学試験ヲ受ケシメシモノハ八百六十一名……」と報告されている（同校『学校一覽』による）。受験者の1割弱が落とされたのだから，かなり厳しかったといえよう。

体格検査の合否の基準は，高等学校間ではある程度統一されていたかも知れないけれども，官立専門学校では学校ごとに異なっていた。たとえば1909（明治42）年の大阪高等工業学校（大阪大学工学部の前身）の「入学志願者心得」は，次の各号の一つに該当する者を入学不可としていた。

- 一 視力ハ両眼トモ眼鏡ヲ使用シス氏試視力表三十分ノ二十以上ヲ見能ハサルカ或ハ辨色力不完全ナルモノ
- 一 身体薄弱又ハ胸膈盈虚ノ差五仙迷以下ノ者
- 一 呼吸器病（既往ノ肋膜炎ハ全治後二ケ年ニ達セサルモノ），心臓病，トラホーム，重症脚氣，癲癩，佝僂病若ハ伝染性皮膚病等ノ疾患アルモノ
- 一 聴力ニ障碍アルモノ（片側ニテモ）
- 一 高度ノ訖語其他不具ナル者

他方秋田鉱山専門学校（秋田大学鉱山学部の前身）は，創立（1910年，第一回生徒募集は1911年）以来の毎年の『学校一覽』に同校の入学者志願者身体検査細目を掲げており，以下の一つに

該当する者を入学不可としていた。

- 1 身長 4尺9寸5分以下
- 2 体重 12貫目以下（但病後体重減少シ
漸次回復ノ見込アル者ハ此ノ限
リニアラス）
- 3 胸囲 常時2尺4寸8分以下 盈虚ノ
差1寸7分以下
- 4 胸囲身長ノ半ニ達セス且身長ヲ以テ体重
ヲ除シタル商0.242ニ達セサル者
- 5 近視10度ヨリ強キ者
- 6 現ニ「トラホーム」ヲ患フル者
- 7 其ノ他医師ニ於テ入学セシムベカラズト
認ムル疾患アル者

〔『秋田鉱山専門学校一覧 自明治45年4月
至同 46年3月』による〕

大阪高工の場合は、入学不許可とする項目として、疾病を具体的にあげているほか、視力、聴力の弱い者、高度の訖語などの障害を掲げている。秋田鉱専の場合には、不合格となる疾患¹は医師の判断にゆだねているため不明確だけれども、実態は似たものだったのではないだろうか。このほか、秋田鉱専では身長150cm以下、体重45kg以下、胸囲75cm以下は不合格というように、体格の大きさ自体が合否の条件とされていたことが注目される。

秋田鉱専の前記内規は1926（大正15）年度から全面改正され、前記のうち体格に関する事項の1, 2, 3号は削除され「胸囲身長ノ半ニ達セス發育概評ノ乙ニ達セサル者」のみとなり、その他については大阪高工と同じく入学不可とする疾病、障害等を掲げるようになった。身体が小さいことをもって不合格とすることに社会的批判があったのかも知れない。

弱者に厳しかった身体検査の実態

1921（大正10）年から高等学校は、一斉に、学年始期を9月から4月に転換した。これにもない、高校入試は3月18日（年によっては17日）から実施されるようになった。また体格検査の日程は、学力検査の後とされた。

「個性尊重」を謳う職業指導強化に関する通牒が出されるなど、1927（昭和2）年は近代教育史によく知られた年である。その実効は疑わしかったけれども、高校、専門学校入試についても学力検査科目の削減、調査書尊重などの改革が実施された。この改革により、体格検査、身体検査とばらばらだった呼称も身体検査に統一された。しかし、検査の実態や位置づけが変わったようにはおもえない。

旺文社編輯局編『昭和18年度全国上級学校年鑑』によると、この時期の高校・専門学校入試における身体検査は、以下の如くであった。

検査項目は各校ほぼ共通しており、身長、体重、胸囲、耳（聴力、疾患）、目（視力、色盲、疾患）、脊柱、内臓（胸部、腹部、心臓）、肛門、尿、局部、四肢の運動、胸廓拡張、口腔、歯牙、鼻、胸活量などで、高等工業ではこのほかに背筋力、手の屈伸などをくわえる学校があった。

こうした検査の結果、官立高校にあっては表に掲げた者は不合格とされた。

官立高等学校で入学不許可となる者

- 1 著しき發育不良
- 2 著しき栄養不良
- 3 花柳病、過去の罹病の痕跡ある者も不可
- 4 呼吸器病、二臓器以上の病に罹った者
- 5 心臓病、弁膜障碍等。軽度の場合は合格することあり

- 6 急治の見込なき腎臓病、糖尿病
- 7 精神機能障碍
- 8 癩病
- 9 著しき聴力障碍及び言語障碍
- 10 不具者、但し他部に欠陥なければ差支えなし、体操は免除される
- 11 近視0.5以上に矯正し得ない者
- 12 重症のトラホーム
- 13 其の他修業に堪えずと認むる持久性疾患又は異常の者

高等商業、高等工業、工業農林、医専、薬専にあつては、学校により多少の違いはあるが、表に掲げたもののほか、色盲、重症脚気、癩病、伝染性皮肤病などは大てい不合格とされたという。いずれにせよ、入試の身体検査は障害者を排除するなど弱者には極めて厳しかったといふ。このうち、該当者がとくに多く、戦後の今日まで尾を引いて問題となっている色盲については別にのべる。

特別に厳しかった教員養成学校の身体検査

以上のほか、教員養成諸学校にあつては、身体検査により入学不許可とすべき者が統一的に定められていた。1902（明治35）年に制定された「高等師範学校女子高等師範学校及師範学校入学志願者中入学禁止スベキ者」（文部省令第5号）がそれである。前掲の官立高校の基準と概ね共通していたとはいえ、それより厳格だったといえる。

ところが、実際に各校で採用した不合格の基準はこれより厳しかったらしい。たとえば、奈良女高師の基準は表の如くであった。

奈良女子高師の入試において入学不許可となる者

- 一 身長4尺7寸ニ満タサル者但シ身長4尺6寸以上ノ者体質優良ニシテ他ノ欠陥ナキ

- トキハ入学セシムルコトアルヘシ
- 二 發育又ハ栄養不十分ナル者
- 三 身長（寸）ヲ以テ体重（匁）ヲ除シ商230ニ満タサル者又胸囲（常時）身長ノ2分ノ1ニ満タサル者但シ体質優良ニシテ他ノ欠陥ナキ者ハ入学セシムルコトアルヘシ
- 四 脊柱湾曲又ハ偏平胸若クハ漏斗胸其ノ他胸郭異常ノ者
- 五 神経衰弱、癲癇又ハ精神機能ニ障碍アル者
- 六 伝染性眼炎ヲ患フル者又ハ色盲、乱視、強度ノ近視弱視斜視ノ者但シ近視ハ眼鏡10度以内ニテ中心視力ヲ20/20マテ補正シ得ルモノハ差支ナシ
- 七 聴官又ハ言語ノ障碍著シキ者
- 八 肺結核其他ノ結核性ノ疾病ニ罹レルカ又ハ諸兆アルモノ
- 九 心臓弁膜病ヲ患フル者
- 十 悪性腫瘍、腎臓炎、糖尿病又ハ重症貧血病若クハ婦人病ヲ患フル者
- 十一 全身ノ健康ニ直接ノ関係アル慢性ノ疾患アル者又ハ修学上ニ妨アル疾病ニ罹リ急治ノ見込ナキ者若クハ他ニ感染ノ虞アル疾病ヲ患フル者
- 十二 奇形ニシテ体操其ノ他ノ授業ニ差支アル者又ハ被服ヲ以テ覆フ能ハサル部分ニ著シキ異常変形ヲ有スル者又ハ腋臭ヲ有スル者

（『文部時報』第187号，1925年10月による）

このうち1, 2, 3, 4, 12の各号は、前記の省令にもないものである。このような厳しさは奈良女高師に固有するものではなく、各高師、師範学校にほぼ共通のものであったらしい。師範教育では「順良信愛威重」の徳性涵養がつねにもとめられていた。背の低い者、障害ある者は威重たり得ないとされていたのであろうか。